

令和8年度川崎市農業経営高度化支援事業補助金公募要領  
【生産向上等支援事業】と【経営改善支援事業】の違い

- 同一申請者につき、同一年度内に、いずれかの事業を1回まで申請することができます。  
○補助対象経費や補助対象外経費など、詳細はホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

項目	【生産向上等支援事業】	【経営改善支援事業】
対象事業	市内農業者が本市で行う生産向上等に資する設備投資（土地を除く。）で、次のいずれかに該当する事業 （１）先端技術 （２）作目転換 （３）土地又は労働生産性の向上 （４）6次産業化	市内農業者が本市で行う次のいずれかに該当する農業経営の多角化・改善に資する取組 （１）市内産農産物の販売促進 （２）市内産農産物を使った商品開発・製造 （３）労働時間削減 （４）経営の安定化 （５）周辺環境の負荷軽減 （６）新規就農者の農業経営改善
補助金の額・補助率	R8予算（1,000万円）の範囲内で交付 （１）認定農業者・認定新規農業者 補助対象経費の1/2以内 1件あたり補助上限額200万円 （２）その他の新規就農者・その他の農業者 補助対象経費の1/3以内 1件あたり補助上限額150万円	R8予算（530万円）の範囲内で交付 （１）認定農業者・認定新規農業者 補助対象経費の1/2以内 1件あたり補助上限額75万円 （２）その他の新規就農者・その他の農業者 補助対象経費の1/3以内 1件あたり補助上限額40万円
補助事業の実施期間	交付決定日（7月中旬予定） ～令和9年3月15日（月）まで ※本申請後の事前着手の申請が必要な場合は、別途ご相談ください ※上記は支払い・報告書類の提出を含む期間です	交付決定日～令和9年3月15日（月）まで ※上記は支払い・報告書類の提出を含む期間です
選定方法	（１）専門家による事前相談 ↓本申請 （２）有識者等による審査会 （審査会では申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます）	書類審査（必要に応じてヒアリング又は現地調査を実施します）
申請期間	専門家による事前相談の申込（予約制・必須） 令和8年4月23日（木） ～令和8年5月22日（金）17時必着	令和8年4月23日（木） ～令和9年1月29日（金）17時必着 ※期間中は随時受付し、予算がなくなり次第終了します

【お問い合わせ先】川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課  
住所：〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル2階  
電話：044-860-2462 E-Mail：28nogyo@city.kawasaki.jp  
（電話・窓口は、土日祝日を除く、8時30分～17時）